


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	子ども生活部保育課 学校教育部学校教育課				
1. 要旨						
(1) 改正理由						
① 教育委員会制度の改正に伴い、教育委員長と教育長が一本化され新教育長となったことから別表を改める。						
② 平成28年度の医師会等諸手当について、東大和市医師会と協議した結果、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額の協議が整ったため報酬額を改める。						
(2) 主な改正内容						
① 別表に定めている教育委員長の報酬の欄を削除する。						
② 零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬月額「50,130円」を「50,160円」に改める。						
(3) 施行日						
① 公布の日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有する。						
② 平成28年4月1日から施行する。						
(4) 影響及び効果						
① 法の趣旨に則った、地方教育行政における責任の明確化への対応となる。						
② 地域の実情を反映した適正な報酬とすることにより、園医の円滑な事業運営に寄与する。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
文書課審査済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
平成28年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。